

平成24年度事務事業外部評価 評価結果と対応方針

外部評価番号	3	事業名	協働推進事業	所管課	企画部 広報広聴課
--------	---	-----	--------	-----	--------------

各委員による評価や意見等						
評価	委員数	改善したほうがよいと思う点		今後どのように取り組むべきか		
		現行どおり・拡充	6	多くの市民が集える体制づくりの情報提供が必要。 行政と市民が地域課題に積極的に参加できる環境づくり(各種団体・各地区へのPR)	『市民活動サポートセンター』の業務委託につき行政の積極的なサポートが必要。 評価基準を設け、この事業の核をつくる。(市民参画・情報発信)	市民と市の役割等を分かりやすくアピールしていく。
		-		現状どおり継続すべきと思うが、事業実施団体が少ないので、増やす対策がほしい。		
		ニーズにマッチした若者の参画対策が必要		成果を高める工夫	-	
		-		解決すべき公共的課題が明確でないと、対策と成果は求められない。「佐久市市民活動サポートセンター」の状況を見守ります。		
要改善	9	佐久っと支援金のPRと利用要件の緩和		利用者拡大にむけて、PRを工夫する。 利用要件を見直し、もう少し利用しやすくする。		
		もっと事業の効果を高めてほしい。		アンケート等により市民ニーズを把握し、情報などの発信にて市民の認知度を高め、市民が入りやすい環境や市民が参加したい状態を作り上げることで、良い事業になると思います。		
		まちづくり活動支援金事業の実施		県の事業は今年で5年実施した見直しで、今後も事業は継続すると聞いております。市としても重点事業の一つとして結果を出していただきたい。		
		まちづくり活動支援金		県の元気づくり支援金と類似。3年くらいの実績で要検討。		
		-		市の方向性を定め、何のための協働推進事業なのか明確にする必要がある。マンネリ化している。		
		市民への周知		協働事業の拠点として市民サポートセンターが設置されたが、市民に認知されていない。市民へ周知をし、センターの活用を促進する。		
		全体計画の中の位置づけを明確にすべき。		佐久市総合計画を実現する為に、行政、市民のそれぞれの役割を明確にし、広く周知し、より多くの市民を巻き込んで行うべきと思う。		
		‘木を見て森を見ず’とならないよう。		美しい街づくり、過疎高齢化地域のサポートなど性質の差がある生活は幅広い。効率を求められる事業である点を考慮すべき。		
廃止	0					
各委員評価集計結果				現行どおり・拡充	要改善	廃止
				6	9	0

委員会としての評価結果	<p>解決すべき公共的課題や協働における市民と市の役割などについて明確にするとともに、市民活動サポートセンター及び佐久市まちづくり活動支援金等の認知度を高める必要がある。これらについて積極的なPRを進め、行政としての必要なサポートを実施していく。</p> <p>佐久市まちづくり活動支援金については、県の元気づくり支援金との目的等の違いを明確化していく必要がある。</p>	要改善
-------------	--	-----

※「委員会としての評価結果」は、各委員の評価をまとめて最終的に審議した上での評価であって、「各委員評価集計結果」の最も多い評価を評価結果とするものではありません。

市の検討結果

評価結果を受けて現時点で考える今後の対応方針	<p>○ 市民活動サポートセンター及びまちづくり活動支援金の認知度を高めるため、積極的なPRを行います。</p> <p>○ 市民活動サポートセンターに対して、行政としての必要なサポートを実施します。</p> <p>○ まちづくり活動支援金と県の元気づくり支援金の目的等の違いを明確にしていきます。</p>	改善
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題は多種多様で、また、協働の領域における市民と行政の役割は固定されたものではなく、時代や社会の要請によって変動するものであります。幅広い課題の解決に向け、市民もその担い手になっていこうとする共助の考え方が「新しい公共」であり、これからの社会にとって必要なものです。市では、課題解決を図る市民の皆さんの自主・自発的な取り組みに対し、支援を行います。 ・ 市民活動サポートセンター及びまちづくり活動支援金につきまして、広報佐久、市ホームページ、エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビなどメディアを活用し、市民の皆さんに周知を行ってきました。今後は、メディアによる周知とともに、市民の皆さんが集まる様々な機会をとらえ、PRを行っていきます。 ・ 市民活動サポートセンターは、公設民営の施設であります。運営に当たる市民の皆さんが、当初から、施設の維持管理等の過剰な負担を負うことがないように、市職員がセンター業務のほか、市の機関内部の調整などのサポートを行っています。今後とも、センター運営に対し、支援を行います。 ・ 平成23年度に創設しましたまちづくり活動支援金は、創設後おおむね3年を目安に事業の検証を行い、見直しの検討を行うことを予定しています。また、制度開始から5年を経過した県の元気づくり支援金につきましては、平成24年度、制度の見直しが進められています。県の検討結果を精査し、目的等の違いを明確にしなが、まちづくり活動支援金がより分かりやすく使いやすい制度となるよう見直しを行います。 	